

## 第 1 条例制定の基本的な方針（ 1 件 ）

御意見の要旨	市の考え方
<p>一般に内部規定である規程、規則、要綱等から条例化することは、自治体の透明性、市民の代表である議会の承認を得ることによる市民合意、承認、自治体の法的義務付けなどの面で、民主的な自治体行政の基本的な姿と理解しています。とくに、公文書に関しては市民生活に直結するものであるとともに、「公文書等の管理に関する法律第一条」には、「公文書等は国民共有の知的資源として主体的に利用し得るもの」とあり、この条例により八王子市の公文書が八王子市民共通の知的資源として取り扱われることが義務付けられることに期待します。</p> <p>同時に、すでに施行されている八王子市情報公開条例、八王子市個人情報保護条例の趣旨（市政情報の正確かつ積極的な公開と個人情報の適切な保護、管理）と表裏一体のものと考え、条例における趣旨の一貫性を確保すべきと考えます。</p>	<p>公文書の適正な管理は、情報公開制度の基盤であると考えています。また、歴史的に価値ある公文書の適切な保存及び個人情報の適正な取扱いに努めています。</p>

## 第 2 条例の素案

### 2 目的（ 3 件 ）

御意見の要旨	市の考え方
<p>目的の説明として、『「公文書等の管理に関する法律」第 34 条に規定される地方公共団体の文書管理の努力規定を踏まえ、法の趣旨に沿った目的とします。』とあります。法の目的には、『～公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであることにかんがみ、国民主権の理念にのっとり、～』と書かれています。</p> <p>加えて、平成 29 年第 4 回定例会での陣内泰子議員の公文書管理の質問に対し、総務部長が「最後に、公文書管理においての課題でございます。公文書を適正に管理することは、行政においては大きな効果がございます。また、住民自治の観点では、市が市民の皆様から委託を受け実施している職務の過程で発生した文書が公文書でございます。職員が、公文書は地域の主権者のものと認識することが必要であり、これが課題であるうというふうに考えております。」と答弁されています。</p> <p>以上のことから、『健全な民主主義の根幹を支える』、『主権者である』を加えて、例えば「～公文書が、健全な民主</p>	<p>「市民の主体的な利用」及び「市の諸活動を現在及び将来の市民に説明する責務」には、御意見の趣旨を含んでいます。</p>

<p>主義の根幹を支える市民共有の知的資源として、主権者である市民が主体的に利用し得る～」などと、明記するのが適当と考えます。</p>	
<p>「情報公開条例」との関連を加筆して、今回制定される公文書管理条例の意義を市民に分かりやすく目的に掲げていただければと考えます。</p> <p>情報公開条例の目的には「～市政に関する情報の公開を求める権利を明らかにするとともに、～市民の理解と批判のもとに公正で開かれた市政を推進し、市政への住民参加を促進することを目的とする」とあります。</p> <p>もし、市民が情報公開を求めても文書そのものが「不存在」では困るので、情報公開条例を担保するものとして、公文書管理条例があり、この二つの条例があつて初めて知る権利が保障されるのだと理解しています。</p> <p>以上のことから、「情報公開を担保するもの」「知る権利を保障するもの」等である意、情報公開条例の目的と同様に、公文書管理条例にも「市政への住民参加を促進することを目的とする」等を加える等が適当であると考えられるのですが、いかがでしょうか。</p>	<p>公文書の適正な管理は、情報公開制度の基盤であると考えています。</p> <p>本条例には、御意見のような文言は明文化していませんが、市民の公文書の主体的な利用と市の諸活動を説明する責務を果たすことで、市民への市政への参加を推進していきます。</p>
<p>「・・・市制が適正かつ効率的に運用されるようにします。」について、適正かつ効率的な「市制運営の検証」だけでなく、「将来のまちづくり、八王子市の施策づくりに活用するため」の目的も付加すべきと考えます。</p>	<p>「...、市政が適正かつ効率的に運営されるようにします。」とは、現在における市政の運営だけでなく、未来の市政の運営を含み、将来の施策及びまちづくりにおいても活かしていくものと考えています。</p>

### 3 定義（4件）

御意見の要旨	市の考え方
<p>条例では、実施機関として定義されているなかに「指定管理者」等が含まれていません。情報公開条例の実施機関にも「指定管理者」等は含まれていないようです。（個別の協定書で「情報公開を図る」等の記述もみられますが...。「図る」がどの程度、拘束力があるのか不明なのですが...）</p> <p>指定管理者導入施設等が増えれば増えるほど、公文書が減って、請求できる情報も減っていくことになるのではないかと、そうなると、税金の使途の透明性の割合も減っていくのではないかと危惧されます。</p> <p>指定管理者等にも、管理業務の内容によって、ある特定の分野に関しては、公文書として作成・管理することを義務づけるような対応はあっても良いかと考えます。</p>	<p>実施機関に指定管理者は含みませんが、指定管理者に対し、当該公の施設の管理に関する文書の適正な管理の必要な措置を講ずる努力義務を規定していく予定です。</p> <p>また、市の出資等法人についても、同様の規定を明文化していく考えです。</p>

公文書について、所謂電磁的記録で市民または関係団体（事業者など）とのメールの取り扱いについて記録を残すという意味で丁寧な取り扱いを求めます。	電子メールについては、電磁的記録として公文書に含まれます。電子メールの取扱いは、別に基準等に定め、統一的な取り扱いを行っていきます。
実施機関の公文書だけでなく、出資法人、指定管理者、場合によっては委託業者の業務記録等についても本条例に規定すべきと考えます。	実施機関に指定管理者は含みませんが、指定管理者に対し、当該公の施設の管理に関する文書の適正な管理の必要な措置を講ずる努力義務を規定していく予定です。また、市の出資等法人についても、同様の規定を明文化していく考えです。
歴史的に価値ある公文書について、保存期間が満了したものとありますが、現用文書であっても、また現在は歴史的な価値があるとされていなくても将来価値が生まれる場合もあり、幅広くとらえるべきではないでしょうか。	歴史的に価値ある公文書は、公文書を作成する際、あらかじめ定める基準により、選別を行います。また、将来にわたり残す必要があるとは認められず、保存期間満了後に廃棄の措置をとるべきとした公文書についても、その後の社会情勢の変化により当該文書に対する評価が変わることが想定されます。保存期間が満了する直前に再度確認を行い、歴史的に価値ある公文書の選別基準に該当すると認めるときは、適切に保存していきます。

#### 4 公文書の作成（1件）

御意見の要旨	市の考え方
作成を義務付けることは必然ですが、作成義務を課す公文書の基準は「事案が軽微なもの」を除いたすべてと解釈できません。その際、電子メールなどの取り扱いなど一定の基準が必要と思われます。	事案が軽微なもの及び電子メールの取扱いは、別に基準等に定め、統一的な取り扱いを行っていきます。

#### 5 歴史的に価値ある公文書の利用申出（6件）

御意見の要旨	市の考え方
歴史的に価値ある公文書の利用が手軽にできるように、アジア歴史資料センターで取り入れられている歴史的に価値ある公文書のWEB検索や一部の歴史的に価値ある公文書のインターネットでの公開が将来的に図られるのが望ましい。	歴史的に価値ある公文書については、検索用の目録を作成し、一般の利用に供する予定です。インターネットでの公開については、今後の検討の参考とします。
「その場で閲覧できるようにします。」とあるが「その場」とは稲荷山行政資料保管等施設のことか。	現在、適切な環境により閲覧できる場所を検討しています。
「目録に登録されていない歴史的に価値ある公文書」を市民や利用者が認知し検索できる方法はあるのか。	目録に登録されるまでは、公文書として情報公開条例の手続きにより公開の請求ができません。非公開事由に該当するものを除き、閲覧又は写しの交付により公開となります。
公文書閲覧に関して、原則として、複写物を提供することとして、画像処理されたものを液晶画面などで、閲覧用に利用者へ提供することになるかと思えます	本条例における閲覧の対象は、歴史的に価値ある公文書ですが、個人の情報など利用が制限された情報を除き、原則、原本の閲覧ができます。

が、その「原本の保存」と考えてよろしいのでしょうか。	原本の破損又は汚損を生ずるおそれがある場合、写しによる閲覧となります。
役所の資料室などなら、職員ひとり立ち合いで原本確認、個人所蔵でしたら、事前に役所の窓口などにより連絡をとり、個人宅に一緒にお伺いする形がのぞましいと思います。	歴史的に価値ある公文書は、職員の立会いのもと閲覧していただきます。 なお、個人所有の文書は、歴史的に価値ある公文書に含まれないため、本条例の対象にはなりません。
資料として、複写物を提供できるようにした時点で、「原本」は（所有者以外）閲覧不可、鍵のかかった箱に容れて、蔵の奥にでも仕舞っておくのが理想でしょう。	本条例における閲覧の対象は、歴史的に価値ある公文書ですが、個人の情報など利用が制限された情報を除き、原則、原本の閲覧ができます。 原本の破損又は汚損を生ずるおそれがある場合、写しによる閲覧となります。 また、適切に保存していきます。

## 7 歴史的に価値ある公文書の廃棄（5件）

御意見の要旨	市の考え方
「劣化が極限まで進展して判読も修復も不可能」であっても将来の修復技術の進歩を考慮し可能な限り保存を継続すべきであると考えます。	御意見のとおり、修復技術の進歩に合わせ、可能な限り保存をします。
劣化が極限まで進展するという事態に至った場合にはその原因や経緯について市民に説明する必要があると考えます。	御意見は、検討の参考とします。
将来の劣化を考慮し、歴史的に価値ある公文書についてはマイクロフィルム化やデジタル化を行う必要があると考えます。	歴史的に価値ある公文書の保存方法については、検討する必要があると考えています。
歴史的に価値ある公文書の追加並びに公文書の廃棄にあたっては広報等で市民に通知する必要があると考えます。	毎年1回、歴史的に価値ある公文書の利用の状況の公表と併せて、実施機関が保有している公文書の管理状況の公表を市長の義務とする予定です
最終的に専門家による判断が必要ではないかと考えます。	歴史的に価値ある公文書については、専門的な知識を有する者が管理することを予定しています。

## 8 その他の規定（4件）

御意見の要旨	市の考え方
武蔵野ふるさと歴史館の公文書専門員の方が「行政側にとって都合の悪い公文書は廃棄されてしまう可能性がある為、行政側とは独立した公文書専門員が中立的な立場で公文書の保存又は廃棄を決定できるようにする必要がある。」と言っていたが、整理、保存、廃棄に関しては実施機関とは独立した公文書管理専門の職員がこれらを行うのか。	歴史的に価値ある公文書については、専門的な知識を有する者が管理することを予定しています。
（参考）として公文書の整理と保存、移管や廃棄、歴史的に価値ある公文書について説明がありますが、これらは公文書管理の実務的な根幹をなすもの理解します。公文書が市民共有の知的資源と位置付けることが原点となっている本条例の	公文書の廃棄又は歴史的に価値ある公文書の選別については、実施機関及び公文書管理の所掌部署である総務部総務課によるダブルチェックを行います。 現在は、第三者機関等の活用・設置は考えていません。

趣旨から考えると、上記に関する第三者機関への報告あるいは確認等がなされるべきと考えます。	
一定期間ごとに公文書管理の実施状況について公表することも必要と思われる。(例えば廃棄文書の公表など)	毎年1回、歴史的に価値ある公文書の及び利用の状況の公表と併せて、実施機関が保有している公文書の管理状況の公表を市長の義務とする予定です。
情報公開・個人情報保護運営審議会が既に設置され、本条例はこれに通底する趣旨であり、例えば同審議会を活用するなどご検討いただきたいと思います。	公文書の廃棄又は歴史的に価値ある公文書の選別については、実施機関及び公文書管理の所掌部署である総務部総務課によるダブルチェックを行います。現在は、第三者機関等の活用・設置は考えていません。

その他の御意見(6件)

御意見の要旨	市の考え方
専門知識を有する人材を正規職員で確保することについて 文書管理は、アーカイブズ学や歴史学、情報技術などの専門知識を有する人材の確保・養成が課題という指摘があります。従いまして、職員は、継続して、公文書管理に関わっていただく、権限をもつ、専門知識を有する正規職員であることが、市民益に繋がると考えます。	歴史的に価値ある公文書については、専門的な知識を有する者が管理することを予定しています。 正規職員の必要性については、検討の参考とします。
市民参画の推進を 今後、条例を改正する際には、パブリックコメントのみではなく、情報共有し、まちづくりを協働する相手である市民も委員等として入った委員会等を開催され、議論し、改正が行なわれるよう希望します。	御意見は、検討の参考とします。 なお、公文書の電子化の進展など、社会情勢の変化を見据え、必要に応じて条例・規則の見直しを行っていきます。
公文書等の管理に関する法律の制定から10年が経っているが、本市においてはもう少し早く条例化することができなかったのか。	平成29年度(2017年度)の市制100周年事業の市史編さんで活用した公文書を歴史的に価値ある公文書として、市民の皆様が活用できるよう条例化に至りました。
本条例施行にともない職員の事務的な負担増にならないよう工夫するとともに、一方では文書管理に関する基本的な研修等の努力も必要になると考えられます。	公文書管理の効果・効率的な手法の検討とともに、職員研修を通じて職員のスキルの向上に努めます。
文書の選別、評価など一定に経験や知見が必要であり、アーキビストの恒常的な配置も必要ではないかと思慮します。	歴史的に価値ある公文書については、専門的な知識を有する者が管理することを予定しています。
市制100周年事業を契機に確保された歴史的に価値ある公文書の保存管理、活用、また市民が共有する知的資源としての公文書管理に関する条例を実効性あるものとするための努力と工夫について、職員だけでやり遂げようとするのではなく、市民参加、市民協働の発想で取り組まれることを申し添えます。	御意見は、検討の参考とします。